

細則Ⅲ 慶弔見舞規程

(目的)

第1条 本規定は、神奈川県還暦軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）関係者に対して親睦を図るため、次の事由が生じた場合は、各号の定めるところにより、金品による慶弔を当該者に供することを目的とする。

2 前項の関係者とは、本連盟役員及び関係上部団体等役員をいう。

(慶事)

第2条 国の褒章及び地方公共団体、その他の公共機関などからの顕彰に対して、功労者の功績を讃えて祝金を支出することができる。

(弔事)

第3条 本人の香典は、次のとおりとする。

死亡 盛花（時価相当額）

ただし、本連盟の発展に功績顕著であった現職役員にあつては、理事長専決により、香典を支出することができる。

この場合、直近の常任理事会に報告するものとする。

(病気見舞)

第4条 病気見舞は、本人（1か月以上入院の場合） 10,000円

(その他)

第5条 本連盟に関わる上部団体等の慶弔については、その都度理事長が専決し、正副会長に報告するものとする。

(申請方法)

第6条 本連盟にあつては、当該ブロック常任理事又は理事が、関係上部団体等にあつては、本連盟規約施行規則第7条に規定する上部団体への派遣理事が、本連盟理事長若しくは事務局長に連絡をすることとする。

(規定の改廃)

第7条 この規定は、常任理事会の議を経て、改廃することができる。

附 則

1 この規定は、平成30年12月2日から制定施行する。